

研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議の開催について

令和7年4月14日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長決定

1. 趣旨

科学技術・イノベーションの振興のためには、オープンで自由な研究環境を確保しつつ、多様なパートナーとの国際共同研究を強力に推進する必要がある。一方、外国からの不当な影響への対応の必要性について各国とも認識している中で、研究の不正流用や技術流出のリスクも指摘されており、主要国においては、経済安全保障上の重要技術に関して研究セキュリティと研究インテグリティの確保に係る取組の高度化が進められている。我が国としても、経済安全保障上の重要技術の流出防止を図りつつ、同志国等と対等な立場で国際共同研究を推進するためには、研究セキュリティと研究インテグリティの確保に係る取組の強化が必要である。

以上のような状況を踏まえ、内閣府において、大学・研究機関等における研究セキュリティと研究インテグリティの確保に係る取組についての手順書を策定することとしている。策定にあたり、専門的な知見を有する学識経験者等から意見を聴くため、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の下に有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成員等

- (1) 会議の座長、座長代理及び構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の専門的な知見を有する学識経験者等を会議に参加させることができるほか、関係者に出席を求めることができる。

3. 開催期間

- (1) 会議は、原則として、令和8年3月31日までとする。
- (2) 内閣府科学技術・イノベーション事務局長の判断により、会議の設置期間を延長することができる。

4. 会議運営

- (1) 会議の議事及び会議資料は、原則として公開とする。
- (2) 座長は、議事及び会議資料を公開することにより審議に支障をきたす恐れがあると判断した場合には議事及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 会議の議事は、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、上記(2)により座長が議事及び会議資料の全部又は一部を非公開とした場合には、当該部分に係る議事録等は非公開とすることができる。

5. 会議庶務

会議の庶務は、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付及び内閣官房国家安全保障局の協力を得て、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

6. その他

前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

以 上

(別紙)

研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議 構成員

(五十音順、敬称略)

◎印：座長、○印：座長代理

天谷 雅行 慶応義塾大学常任理事

伊藤 隆 前三菱電機株式会社執行役員、経済安全保障統括室長

上田 正仁 東京大学大学院理学系研究科教授

川原 圭博 東京大学大学院工学系研究科教授

桑田 薫 東京科学大学副理事

佐々木孝彦 東北大学副理事、金属材料研究所所長

佐宗 章弘 東海国立大学機構長補佐、名古屋大学副総長

佐藤 康博 総合科学技術・イノベーション会議非常勤議員、株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問

榎本 哲夫 京都大学理事・副学長

染谷 隆夫 東京大学大学院工学系研究科教授

恒藤 晃 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事

中尾 彰宏 東京大学大学院工学系研究科教授

◎橋本 和仁 内閣官房科学技術顧問、国立研究開発法人科学技術振興機構理事長

○宮園 浩平 総合科学技術・イノベーション会議常勤議員

山越 祥子 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室准教授

渡部 俊也 東京科学大学副学長